

2	前項の事業は、別に定める「事業運営規程」に基づき、代表役員が管理運営する。
3	第一項の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。 (公益事業以外の事業)
第三十八条	この法人は、次の事業を行う。 一 事業 二 事業
2	前項の事業は、別に定める「事業運営規程」に基づき、代表役員が管理運営する。
3	第一項の事業に関する会計は、一般会計から区分し、特別会計として経理しなければならない。
4	第一項の事業から生じた収益は、この法人(〇〇宗「教」)又はこの法人が援助する宗教法人若しくは公益事業のために使用しなければならない。

(二〇) 規則の変更

- (1) 宗教法人の運営は、常に法令、規則及び包括宗教法人と協議して定めた規程がある場合にはその規程に従い、宗教上の規約、規律、慣習及び伝統を十分に考慮して行われなければなりません。
- (2) 規則は、法人の運営の要をなすものですが、時の推移や実際の運営状況に照らして、運営に改善や工夫を加える必要が生じ、規則を変更しなければならない場合も考えられます。規則と実際の運営とは常に一致させておく必要があるわけです。
- (3) 被包括関係の廃止や目的の変更を内容とする規則の変更、合併、解散など信者にとっても極めて重大な関係がある場

合には信者の同意(例、三分の二以上)を必要とする旨規定することもできます。

- その旨を規定した規則変更、合併、解散の規定を変更するときも同様です。
- (4) 規則変更に関する事項は、規則記載事項です。また、規則変更を行うに当たって他の宗教団体によって制約される場合(例、包括宗教法人の承認を必要とする場合)も同様です。

第六章 補則
(規則の変更)
第三十九条 この規則を変更しようとするときは、総代会〔宗会〕及び責任役員会において各々定数の三分の二以上の議決を経た上、(〇〇宗「教」)の代表役員(承認及び)所轄庁の認証を受けなければならない。
2 規則の変更が第三条、第四条、本条又は次条に規定する事項に係るときは、前項に掲げるもののほか、信者の三分の二以上の同意を得なければならない。

(二一) 合併・解散

- (1) 「合併」とは、二個以上の宗教法人が合して一つの宗教法人になることをいい、「解散」とは、宗教法人が、その目的である宗教活動を停止し、財産を整理する状態(清算)に入ることを行います。いずれも、宗教法人にとって重大な事柄ですから、その決定手続について規則に規定しておくことが望まれます。
- (2) 合併や解散を行おうとするときは、規則に、構成員の意思が反映されるように定めることが望まれます。解散には、任意解散(法人の意思による解散)と法定解散(法律の定める一定の解散事由(法四三Ⅱ)の発生による法人の意思と